

条 例

議会の議決を経た「千曲市水道事業給水条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年10月6日

千曲市長

小川 修一

千曲市条例第33号

千曲市水道事業給水条例の一部を改正する条例

千曲市水道事業給水条例（平成 15 年千曲市条例第 204 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「(平成 15 年千曲市条例第 203 号)」を削る。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。
第 36 条第 2 項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。